

官民競争入札等監理委員会
第 93 回議事録

内閣府 公共サービス改革推進室

第 93 回 官民競争入札等監理委員会
議 事 次 第

日 時：平成 24 年 6 月 25 日（月）16:00～16:55

場 所：永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

1．開 会

2．議 題

1．実施要項（案）について

（ 1 ）厚生労働省ネットワークシステムの更改

（ 2 ）文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業
務

2．事業の評価（案）について

（ 1 ）大山隠岐国立公園大山寺及び榊水原集団施設地区公園維持管理、情報提供等
業務

（ 2 ）航空交通管制機器等保守請負業務

3．公共サービス改革基本方針改定案について【非公開】

4．市場化テスト導入に伴う人員・経費削減等の調査結果について【非公開】

5．公共サービス改革報告書（2010～2012 年）について【非公開】

6．暴力団排除手続に関する運用要領の改訂について（案）【非公開】

3．閉 会

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 93 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

議題はお手元にあります議事次第のとおりであります。議題の 3 以降につきましては、本委員会の運営規則の 5 条の定めによりまして、会議を非公開として、後日、議事要旨を公開するということにしたいと思っております。

それでは、議題 1 の「実施要項(案)について」の御審議をお願いしたいと思います。

本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議をしてきましたので、「厚生労働省ネットワークシステムの更改」及び「文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務」につきまして、まず、小林副主査の方から御報告をお願いいたします。

小林委員 それでは、御報告いたします。まず、資料 1 - 1 に基づきまして、「厚生労働省ネットワークシステムの更改」について御報告いたします。

厚生労働省のネットワークシステムの更改については、基本方針におきまして、平成 24 年度から平成 29 年 3 月までの 4 年 7 か月間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされております。

この実施要項(案)につきまして、入札監理小委員会において審議をいたしました。前回、御報告申し上げましたとおり、一者応札であった前回の入札の調達範囲や業務内容をほとんど変えずに実施しようとしていたために、4 月 3 日の監理委員会に経過報告した次第です。

その後、引き続き小委員会で審議いたしましたところ、小委員会での論点についての指摘を厚生労働省が受け入れ、5 月に本事業のパブリックコメントが実施されるという状況になりました。

審議の結果、論点は次のとおりであります。

1 点目は「監理委員会への経過報告の際の論点と審議結果」であります。論点としては、調達内容に職員が使う PC6,500 台やプリンター等が含まれており、本事業はメーカー系の業者が有利な調達になっているのではないかと。また、これらの一般的な機器の調達は本事業から分離して、入札を実施した方が、競争性が確保できるのではないかとという大きな論点であります。

また、他省の類似の事業と比べて過剰な目標値、サービス基準が設定されておりまして、それらの目標の未達成がディスインセンティブとして支払額が減額となるような設定になっておりまして、過剰な事業者リスクを負わせているのではないかとという大きな論点がございました。

この対応といたしまして、PC やプリンター等については分離して、別途調達するということにさせていただきました。

また、ディスインセンティブとなるサービスレベルの目標値の数も 16 項目から 4 項目に減らしていただくということにいたしました。

ディスインセンティブの減額割合も減らすということにさせていただいたということです。

2点目は、「請負業務の内容」であります。論点としては、更新されるネットワークシステムに連動する特殊な個別業務プログラムの移行作業について、実態が分からないため、この点に事業者リスクがあるのではないかとということであります。

この対応といたしまして、4万本の個別業務プログラムのうち、約200本だけを移行作業の対象とすることとし、残りは職員自ら移行作業を行うということにいただきました。

更に、前回更新の際の移行作業にかかった人員と日数（81人月）というのを掲載させていただいたということでもあります。

3点目は「情報の開示」であります。

閲覧で情報提供することとしている資料については、セキュリティの観点から閲覧希望者の入札参加資格を確認してから、閲覧させるという手順の方がよろしいのではないかとということを経験いたしました。

対応といたしましては、競争参加資格確認書の提出を求めた上で、閲覧ができるように手順を修正していただいたところでもあります。

4点目は「パブリックコメントの論点」でございます。

当入札実施要項案につきましては、17者から約400件ものコメントが寄せられたところであります。

新システムへの移行の際のデータ抽出作業を現行事業者の作業として、その経費負担を請負者に求めるという業務と経費負担の在り方について、懸念を示すコメントが幾つかございました。

現行事業者と請負者との間で経費の金額について、後日問題となる可能性があるのではないかとこの点が議論となりました。

この対応といたしまして、現行事業者が作成した見積もり額を入札前に事業者が閲覧できることとさせていただいたところでもあります。

「厚生労働省ネットワークシステムの更改」については以上であります。

次に、資料の2-1に基づきまして、「文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務」について御報告いたします。

この業務につきましては、基本方針におきまして、平成25年1月から平成28年12月までの4年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされております。

その実施要項（案）につきましては小委員会で審議をいたしましたので、結果を御報告いたします。

1点目は「業務内容及び確保されるべき公共サービスの質」であります。

論点としては、1点目、確保すべき公共サービスの質の設定で、「運用管理業務の適切な実施」と「作業遅延の件数」という概念上重複する設定項目が存在するということ。

また、「運用管理業務の適切な実施」ということで、質の設定が定量的に計測できないような設定の仕方になっているということでもあります。

2点目は、前回入札が一者応札であったということに鑑みまして、新規参入を促すため、業務内容を前回入札の保守・運用管理業務から、今回は運用管理業務だけとした発注者側の意図が業者に正しく伝わるかどうかというところを論点といたしました。

対応としては、1点目、定量的に示せない、計測できない「運用管理業務の適切な実施」という項目は削除し、確保すべき質の設定項目間での重複を解消していただきました。

2点目につきましては、今回の入札は運用管理業務だけである旨、改めて入札説明会で説明していただくということにいたしました。

2点目は「提案依頼書」であります。事業提案の依頼書に民間事業者の創意工夫による提案を求める旨明記してはどうかということが論点となりました。

対応としましては、調達の要件を踏まえた上で創意工夫し、提案を記載する旨提案依頼書に追記していただいたところでもあります。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

入札小委員会の御努力によって、実施要項（案）は非常にインプルーブされたのではないかと思います。

御報告いただきました2件の実施要項（案）につきまして、当委員会として異存はないというふうにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

落合委員長 それでは、公共サービス改革法14条5項の規定によりまして、付議されました実施要項（案）につきまして、監理委員会として異存はないということにしたいと思えます。

続きまして、2番目の議題であります「事業の評価（案）」について御審議をいただきたいと思えます。

「事業の評価（案）」につきましては、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議をいただくという順番でやってきたものであります。

2件の「事業の評価（案）」につきまして、内閣府から説明をお願いいたします。

後藤参事官 お手元の資料3-1に従いまして、まず環境省の「大山隠岐国立公園大山寺及び榊水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務の評価（案）」の概要」を御説明申し上げます。

業務期間は平成22年7月から3年間ということでもまだ継続中でございます。

実施状況に関する評価といたしまして、1点目にサービスの質についてでございます。業務内容は情報館の管理運営、野営場の管理運営、公衆便所、駐車場等の保守管理各業務ですが、適切に実施しておりまして、質は達成したと評価できるとしております。

民間事業者からの提案ということですが、雪の多いところでも、大型除雪機の導入による除雪効率の向上ですとか、地元環境協会等との連携による情報収集の拡充などが実施され、創意工夫が発揮されたというところでございます。

経費についての評価ですが、単年度で見ますと、平成23年度は1,344万円となっております。従来経費の94%に相当しまして、経費削減が図られているというところでございます。

今後の事業につきましては、引き続き、民間競争入札を行うということが前提でございまして、その上でなおかつ、創意工夫を生かした企画提案の提出を促す観点から情報開示に努める、入札に多くの民間事業者が参加できるような検討が必要といったこと。それから、アンケートの回収率を更に向上させることが必要であり、回答者に対するインセンティブも考えるといったことも必要だと環境省の方が申し出ておりまして、これは評価できるというところでございます。

次期事業の実施に当たりましては、以下の点に留意する必要があるというところでございまして、今、申し上げたような情報開示の点とか、あるいは適切な評価項目の設定等が留意点となっているところでございます。

続きまして、資料4-2でございます。

国交省の「航空交通管制機器等保守請負業務の評価(案)」の概要でございます。

こちらはいわゆる航空管制のレーダー等の保守管理業務を一括して行うということで、これも平成23年4月からの業務でございます。

実施状況に関する評価でございます。信頼性の確保ですとか、機器・設備の保全、保守業務の水準の確保等、これは十分な信頼性が必須ということで、ゼロ件と高い目標でしたけれども、適切に行われていたというところでございます。

民間事業者からの改善提案でございますけれども、保守作業マニュアルの改善提案がなされました。更なる効率性ですとか、安全性の向上を図られたということで、それを評価しております。

実施経費に関する評価でございますが、これは1年当たりになりますと、17.7%の経費増加となったところでございます。

この理由は、入札監理小委員会でも御議論いただきましたけれども、国交省からの説明としては、まず、市場動向の変動に伴う人件費単価の上昇。これは、積算に用いる人件費単価を調査しているところですが、こちらの方が実態調査からすると上がっていたというのが1つでございます。

もう一点は、サービスの質向上を目的としまして、巡回保守に関する最低人員の配置数を指定したことで業務量が増えたということとして、その2つによって結果として人権費が増加したという説明がございました。

したがって、市場化テストを実施しなかった場合でも経費は増加していたのではないかと想定されるところでございます。

平均落札率は低下しているということでしたので、比較的複数年契約の効果ということもあったのではないかと考えているところでございます。

今後の方針ですけれども、この事業はもともと直営でやっていたということもありまして、一者応札が続いているところでございます。更なる競争性の確保に向けまして、応札可能な民間事業者へのヒアリングですとか、積極的な情報開示、本事業に必要な専門知識についての周知活動、あるいは国庫債務負担行為を活用した研修等の準備期間の確保などによって、多くの民間事業者の入札参加を促す方を検討する必要があるということで、引き続き、次期も民間競争入札を実施することが必要となっております。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明がありました2件の事業評価(案)につきまして監理委員会として異存はないというふうにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 特に異存はないという御意見ですので、監理委員会としてもそのような対応をとりたいというふうに思います。

そういったしますと本日の公開審議はこれで終了ということになりますので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。